

恒春の丘からのお知らせ

2024年6月号

5月

イベント情報



CAKE

手作りケーキをみんなでパクッ!



お好み焼

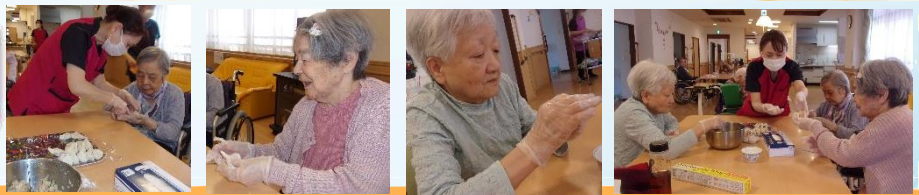
ご利用者と一緒に作成。ソースたっぷりの焼き立てをどうぞ!



餃子

味自慢

餃子もみんなで作成!

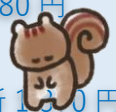


再度お知らせ

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方へ

令和6年8月より、居住費の負担限度額が引き上げられます。(食費の負担限度額は変更ありません)

- 第一段階 現 820 円 ⇒ 新 880 円
- 第二段階 現 820 円 ⇒ 新 880 円
- 第三段階(1) 現 1,310 円 ⇒ 新 1,370 円
- 第三段階(2) 現 1,310 円 ⇒ 新 1,370 円



*送付物に関して
毎月中旬ごろに恒春の丘より、利用料請求書・領収書を送付しております。
また、該当される方には各計画書も同封しており、計画書につきましては送付をもって説明にかえさせていただいております。ご不明な点があれば施設までご連絡ください。担当者より説明いたします。

特別養護老人ホーム 恒春の丘

【相談課】 生活相談員 高野 渡辺 片山 藤井
ケアマネジャー 竹内 福田

☆更新時期が近づいて参りました☆

以下の保険者証、認定証などの有効期間は2024（令和6）年7月31日までです。
更新手続きは自動で行われるものとご家族で行わなければならないものがございます。

自動で

- 1・介護保険負担割合証
対象者 ⇒ 全員

ご家族で

- 2・介護保険負担限度額認定証
対象者 ⇒ 認定を受けている方

自動で

- 3・後期高齢者医療保険被保険者証
対象者 ⇒ 75歳以上の方（一部の方は除く）

自動で

- 4・後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証
対象者 ⇒ 75歳以上の方で、認定を受けている方

ご家族で

- 5・社会福祉法人による利用者負担軽減確認証
対象者 ⇒ 認定を受けている方

ご家族で

- 6・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
対象者 ⇒ 75歳未満の方で、認定を受けている方



『介護保険負担限度額認定証』『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定』

『社会福祉法人による利用者負担軽減確認証』は毎年更新手続きが必要です。

『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定』『社会福祉法人による利用者負担軽減確認証』は更新に必要な書類は送られてきませんのでご注意ください。

新しい保険証などは基本的にご本人の登録住所地へ送られてきます。

届きましたら、当施設へお早めにご提出をお願い致します。（ご提出前にコピーをお勧めいたします）

尚、申請書の提出が遅れますと自己負担分の軽減が受けられない期間が生じてしまう場合がございますのでご注意ください！

*住所地の自治体により有効期間や更新方法が違いますので、保険者が横浜市以外の方は各自ご確認ください。



栄養課からのお知らせ

食べ物の持ち込みに関しまして、夏季は気温や湿度が高くなり、食中毒が起こりやすくなります。

そのため下記の点にご配慮・ご協力いただきますよう、お願いいたします。

